

別 紙

改正後	現 行
<p>別紙 東日本大震災にかかる社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金</p> <p>1 この補助金は、平成 2 2 年 3 月 1 5 日厚生労働省発社援 0 3 1 5 第 9 号本職通知の別紙「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の第 2 の 2 に定める「社会福祉施設等」のうち、平成 2 3 年に発生した東日本大震災により被害を受け、その災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た当該災害復旧事業を交付の対象とする。</p> <p>なお、平成 1 7 年 1 0 月 5 日厚生労働省発社援第 1005003 号「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担(補助)について」の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」の第 2 の 4 の③に定める「設置者」が設置する同欄①に定める「施設の種類」についても交付の対象に含めるものとし、<u>交付要綱中「(項)社会福祉施設整備費(目)社会福祉施設等災害復旧費補助金関係」とあるのは、「(項)社会保障等復興事業費(目)社会福祉施設等災害復旧費補助金関係(社会福祉施設等施設整備に必要な経費)」と、「(項)介護保険制度運営推進費(目)社会福祉施設等災害復旧費補助金関係」とあるのは、「(項)社会保障等復興事業費(目)社会福祉施設等災害復旧費補助金関係(介護保険制度の適切な運営等に必要な経費)」と、「(項)児童福祉施設整備費(目)社会福祉施設等災害復旧費補助金関係」とあるのは、「(項)社会保障等復興事業費(目)社会福祉施設等災害復旧費補助金関係(児童福祉施設等施設整備に必要な経費)」と読み替える。</u></p>	<p>別紙 東日本大震災にかかる社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金</p> <p>1 この補助金は、平成 2 2 年 3 月 1 5 日厚生労働省発社援 0 3 1 5 第 9 号本職通知の別紙「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の第 2 の 2 に定める「社会福祉施設等」のうち、平成 2 3 年に発生した東日本大震災により被害を受け、その災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た当該災害復旧事業を交付の対象とする。</p> <p>なお、平成 1 7 年 1 0 月 5 日厚生労働省発社援第 1005003 号「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担(補助)について」の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」の第 2 の 4 の③に定める「設置者」が設置する同欄①に定める「施設の種類」についても交付の対象に含めるものとし、<u>交付要綱中「(項)児童福祉施設整備費(目)社会福祉施設等災害復旧費補助金関係」とあるものは、「(項)児童福祉施設整備費(目)社会福祉施設等災害復旧費補助金関係(項)東日本大震災復旧・復興児童福祉施設整備費(目)社会福祉施設等災害復旧費補助金関係」と読み替えるものとし、交付要綱の第 2 の 4 の(1)のウの表の(6)の③欄の設置者「(イ)社会福祉法人又は日本赤十字社」とあるのは、「社会福祉法人、日本赤十字社又は学校法人(幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者と同一の学校法人である場合に限る。)」と読み替えるものとし、交付要綱の第 2 の 3 の(3)の表の(2)の①欄の施設の種類「イ 児童厚生施設」にかかる同欄③で定める「設置者」欄中、「都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市」を「都道府県又は指定都市若しくは中核市」に、「キ 子育て支援のための拠点施設」にかかる同欄③で定める「設置者」欄中、「指定都市又は中核市若しくは児童相談所設置市」を「指定都市又は中核市若しくは児童相談所設置市(放課後児童クラブについては、児童相談所設置市を除く。)」と、交付要綱の第 2 の 4 の(1)のウの表の(2)の①欄の施設の種類「イ 児童厚生施設」にかかる同欄③で定める「設置者」欄中、「(ア)市町村(児童相談所設置市を除く。)(イ)社会福祉法人(ウ)公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人(エ)過去に社会福祉施設等施設整備費又は児童厚生施設等施設整備費補助金を受けて整備した児童厚生施設を有する一般社団法人又は一般財団法人」を「(ア)市町村(イ)社会福祉法人(ウ)公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人(エ)過去に社会福祉施設等施設整備費又は児童厚生施設等施設整備費補助金を受けて整備した児童厚生施設を有する一般社団法人又は一般財団法人」と、同欄⑤で定める「補助者」欄中、「都道府県 都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市 都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市 都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市」を「都道府県 都道府県又は指定都市若しくは中核市 都道府県又は指定都市若しくは中核市 都道府県又は指定都市若しくは中核市」と「キ 子育て支援のための拠点施設」にかかる同</u></p>

欄③で定める「設置者」欄中、「市町村（児童相談所設置市を除く。）」を「(7) 市町村（児童相談所設置市を除く。ただし、放課後児童クラブについては、児童相談所設置市を含む。）
(イ) 社会福祉法人（放課後児童クラブに限る。）(ウ) 公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人（放課後児童クラブに限る。）(エ) 過去に児童厚生施設等整備費補助金を受けて整備した放課後児童クラブを有する一般社団法人又は一般財団法人（放課後児童クラブに限る。）」
と、同欄④で定める「補助根拠等」欄中、「予算措置」を「予算措置 予算措置 予算措置 予算措置」と、同欄⑤で定める「補助者」欄中、「都道府県」を「都道府県 都道府県又は指定都市若しくは中核市 都道府県又は指定都市若しくは中核市 都道府県又は指定都市若しくは中核市」と読み替える。

また、放射能対策として土壌入れ替えを行う場合にあっては、別に定めるところにより交付対象とする。

2 (1) ~ (9) (略)

(10) 都道府県、指定都市又は中核市若しくは児童相談所設置市が設置する市町村障害者生活支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所、心身障害児総合通園センター、夜間対応型訪問介護ステーション、婦人相談所、児童家庭支援センター、児童相談所及び一時保護施設、職員養成施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、へき地保育所、子育て支援のための拠点施設（放課後児童クラブについては児童相談所設置市が設置する場合を除く。）又はその他施設の災害復旧事業を行う場合

(1) のイ中「2分の1」とあるのは「3分の2」と読み替えるものとする。

(11) 都道府県又は指定都市若しくは中核市が設置する老人福祉センター、訪問看護ステーション、児童厚生施設、母子福祉センター又は母子休養ホームの災害復旧事業を行う場合

(1) のイ中「3分の1」とあるのは「2分の1」と読み替えるものとする。

(12) 市町村が設置する、市町村障害者生活支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所、夜間対応型訪問介護ステーション、児童家庭支援センター、職員養成施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、へき地保育所、子育て支援のための拠点施設（放課後児童クラブについては児童相談所設置市が設置する場合を含む。）又はその他施設の災害復旧に要する費用を都道府県が補助する場合

2 (1) ~ (9) (略)

(10) 都道府県、指定都市又は中核市若しくは児童相談所設置市が設置する市町村障害者生活支援センター、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者福祉工場、精神障害者社会復帰施設、心身障害児総合通園センター、重症心身障害児（者）通園事業施設（A型）、精神障害者退院支援施設、夜間対応型訪問介護ステーション、婦人相談所、児童家庭支援センター、児童相談所及び一時保護施設、職員養成施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、へき地保育所、子育て支援のための拠点施設（放課後児童クラブについては児童相談所設置市が設置する場合を除く。）又はその他施設の災害復旧事業を行う場合

(1) のイ中「2分の1」とあるのは「3分の2」と読み替えるものとする。

(11) 都道府県、指定都市又は中核市若しくは児童相談所設置市が設置する老人福祉センター、訪問看護ステーション、児童厚生施設（児童相談所設置市が設置する場合を除く。）、母子福祉センター又は母子休養ホームの災害復旧事業を行う場合

(1) のイ中「3分の1」とあるのは「2分の1」と読み替えるものとする。

(12) 市町村が設置する、市町村障害者生活支援センター、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者福祉工場、精神障害者社会復帰施設、精神障害者退院支援施設、夜間対応型訪問介護ステーション、児童家庭支援センター、職員養成施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、へき地保育所、子育て支援のための拠点施設（放課後児童クラブについては児童相談所設置市が設置する場合を含む。）又はその他施設の災害復旧に要する費用を都道府県が補助する場合

(2) のイ中「4分の3」とあるのは「6分の5」と、「3分の2」とあるのは「5分の4」と読み替えるものとする。

- (13) 市町村が設置する老人福祉センター、老人福祉施設付設作業所、児童厚生施設、母子福祉センター、母子休養ホーム又は母子健康センターの災害復旧に要する費用を都道府県が補助する場合

(2) のイ中「3分の2」とあるのは4分の3」と、2分の1とあるのは「3分の2」と読み替えるものとする。

(14) (略)

- (15) 都道府県、指定都市又は中核市若しくは児童相談所設置市が、当該都道府県、指定都市又は中核市若しくは児童相談所設置市の区域内にある都道府県及び市町村以外の者が設置する市町村障害者生活支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所、夜間対応型訪問介護ステーション、児童家庭支援センター、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、子育て支援のための拠点施設（放課後児童クラブに限る。）又はその他施設の災害復旧事業に要する費用を補助する場合

(2) のイ中「4分の3」とあるのは「6分の5」と、「3分の2」とあるのは「5分の4」と読み替えるものとする。

- (16) 都道府県又は指定都市若しくは中核市が、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の区域内にある都道府県及び市町村以外の者が設置する老人福祉センター、老人福祉施設付設作業所、児童厚生施設、母子福祉センター又は母子休養ホームの災害復旧事業に要する費用を補助する場合

(2) のイ中「3分の2」とあるのは「4分の3」と、「2分の1」とあるのは「3分の2」と読み替えるものとする。

(17) ~ (19) (略)

(2) のイ中「4分の3」とあるのは「6分の5」と、「3分の2」とあるのは「5分の4」と読み替えるものとする。

- (13) 市町村が設置する老人福祉センター、老人福祉施設付設作業所、児童厚生施設（児童相談所設置市が設置する場合を含む。）、母子福祉センター、母子休養ホーム又は母子健康センターの災害復旧に要する費用を都道府県が補助する場合

(2) のイ中「3分の2」とあるのは4分の3」と、2分の1とあるのは「3分の2」と読み替えるものとする。

(14) (略)

- (15) 都道府県、指定都市又は中核市若しくは児童相談所設置市が、当該都道府県、指定都市又は中核市若しくは児童相談所設置市の区域内にある都道府県及び市町村以外の者が設置する身体障害者更生施設等（身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、市町村障害者生活支援センター）、知的障害者援護施設等（知的障害者サービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉工場）、精神障害者社会復帰施設、重症心身障害児（者）通園事業施設（A型）、精神障害者退院支援施設、夜間対応型訪問介護ステーション、児童家庭支援センター、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、子育て支援のための拠点施設（放課後児童クラブに限りかつ児童相談所設置市が補助する場合は除く。）又はその他施設の災害復旧事業に要する費用を補助する場合

(2) のイ中「4分の3」とあるのは「6分の5」と、「3分の2」とあるのは「5分の4」と読み替えるものとする。

- (16) 都道府県、指定都市又は中核市若しくは児童相談所設置市が、当該都道府県、指定都市又は中核市若しくは児童相談所設置市の区域内にある都道府県及び市町村以外の者が設置する老人福祉センター、老人福祉施設付設作業所、児童厚生施設（児童相談所設置市が補助する場合は除く。）、母子福祉センター又は母子休養ホームの災害復旧事業に要する費用を補助する場合

(2) のイ中「3分の2」とあるのは「4分の3」と、「2分の1」とあるのは「3分の2」と読み替えるものとする。

(17) ~ (19) (略)

3 交付要綱第2の5(1)「土地の買収又は整地に要する費用」とあるのは「土地の買収又は整地に要する費用(改正前の「東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について」(平成23年8月11日厚生労働省発社援0811第1号)の別紙「東日本大震災にかかる社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」の第2の1に基づき別に定める「東日本大震災に伴う園庭の土壌処理事業について」(平成23年10月31日雇児発1031第1号・障発1031第1号)に基づき国庫補助を受けて園庭の表土除去を行った場合における、当該園庭を原状回復するための客土(以下「客土」という。)を除くこととし、客土を行う場合にあっては、別に定めるところにより交付対象とする。)」と読み替えるものとする。

4 交付要綱第2の1、2、5((4)を除く。)、7、8、9、及び10に定める事項及び別紙様式については、本職通知について準用する。

この場合において、交付要綱第2の10中「6」とあるのは、「第2の2」と、別紙1及び別紙2の申請書、別紙3及び別紙4の実績報告書、別紙5及び別紙6の精算交付申請書及び別紙7の調書中「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」とあるのは、「東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」と読み替えるものとし、別紙1及び別紙2の申請額一覧表、別紙3及び別紙4の精算額一覧表、別紙7の調書中「(項) 社会福祉施設整備費(目)社会福祉施設等災害復旧費補助金」とあるのは、「(項) 社会保障等復興事業費(目)社会福祉施設等災害復旧費補助金(社会福祉施設等施設整備に必要な経費)」と、「(項) 介護保険制度運営推進費(目)社会福祉施設等災害復旧費補助金」とあるのは、「(項) 社会保障等復興事業費(目)社会福祉施設等災害復旧費補助金(介護保険制度の適切な運営等に必要な経費)」と、「(項) 児童福祉施設整備費(目)社会福祉施設等災害復旧費補助金」とあるのは、「(項) 社会保障等復興事業費(目)社会福祉施設等災害復旧費補助金(児童福祉施設等施設整備に必要な経費)」と読み替えるものとする。

3 交付要綱第2の1、2、5((4)を除く。)、7、8、9、及び10に定める事項及び別紙様式については、本職通知について準用する。

この場合において、交付要綱第2の10中「6」とあるのは、「第2の2」と、別紙1及び別紙2の申請書、別紙3及び別紙4の実績報告書、別紙5及び別紙6の精算交付申請書及び別紙7の調書中「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」とあるのは、「東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」と読み替えるものとし、別紙1及び別紙2の申請額一覧表、別紙3及び別紙4の精算額一覧表、別紙7の調書中「(項) 児童福祉施設整備費(目)社会福祉施設等災害復旧費補助金」の欄の次に「(項) 東日本大震災復旧・復興児童福祉施設整備費(目)社会福祉施設等災害復旧費補助金」の欄を加えるものとする。